

岩手県告示第665号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営前田野地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成21年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
一関市大東町沖田字下前田野	19番地	畑	畑	2,799	238
〃	20番地	〃	〃	811	69
〃	22番地	〃	〃	554	81
〃	37番地	〃	〃	773	14
〃	52番地	〃	〃	2,754	27
〃	60番地4	田	田	2,114	210
〃	65番地	〃	〃	1,092	609
〃	73番地	〃	〃	369	145
〃	86番地2	〃	〃	1,829	870
一関市大東町沖田字中前田野	14番地	〃	〃	611	207
〃	91番地1	〃	〃	2,694	326
〃	92番地1	〃	〃	2,962	1,118
〃	95番地2	〃	〃	721	263
〃	105番地	〃	〃	2,252	191
一関市大東町沖田字前田野	2番地	〃	〃	2,266	295
〃	3番地	〃	〃	2,783	693
〃	4番地	〃	〃	845	71
〃	6番地3	〃	〃	421	187
〃	10番地4	〃	〃	3,013	645
〃	10番地6	畑	〃	325	89
〃	12番地	田	〃	5,732	1,469
〃	16番地	〃	〃	792	258
〃	29番地6	畑	畑	24	11